平成２７年（フ）第４２号
千葉県館山市南条326番地の５
債務者　井上　一彦
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所館山支部
平成２７年（フ）第１９７号
長野市大字稲葉1006番地１　リビングコートカワイ102
債務者　緑川　　健
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２７年（フ）第２２９号
長野市松岡２丁目４番21―402号
債務者　清水　美香
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２８年（フ）第１７号
長野県千曲市大字磯部773番地１　アルファネクスト310
債務者　若林　太郎
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２８年（フ）第１５号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目71番地
債務者　塩野由美子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２８年（フ）第３８号
兵庫県加古川市野口町野口427番地の４　野口マンション405号
債務者　砂川　里美
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２８年（フ）第４１号
兵庫県姫路市白国５丁目１番17号　川畑荘７号室
債務者　名越　輝夫
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２８年（フ）第８号
奈良県天理市柳本町754番地２　エーデルハイム黒塚203
債務者　嶋岡亜紀子（旧姓神村）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
奈良地方裁判所
平成２８年（フ）第３６号
広島県三原市大和町福田663番地
債務者　横山　　誠
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２７年（フ）第１７号
長崎県壱岐市郷ノ浦町平人触169番地
債務者　草合　辰夫
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
長崎地方裁判所壱岐支部
平成２８年（フ）第２９号
熊本市南区南高江４丁目１番13―242号
債務者　佃　　和人
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２８年（フ）第６号
鹿児島県出水市下鯖町426番地　鶴亀タウン南３棟402号
債務者　大塚　一夫（旧姓綾戸）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２８年（フ）第８号
鹿児島県薩摩川内市平佐町5050番地１　ハイタウン平佐住宅19号棟71号室
債務者　坂口　京子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２８年（フ）第１８号
茨城県つくば市松代３丁目24番地１　２棟203号
債務者　関　まゆみ（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２８年（フ）第８号
群馬県桐生市広沢町６丁目306番地１　エルディム中島Ｂ―102、住民票上の住所長野県千曲市大字土口335番地２
債務者　佐藤　賢吾
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部
平成２８年（フ）第２号
三重県桑名市大字下深谷部618番地19　桜木町市営住宅第６号
債務者　岩本とし子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２８年（フ）第３号
三重県桑名市大字下深谷部618番地19　桜木町市営住宅第６号
債務者　岩本　　守
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係